

伊市環 第 387 号

令和 2 年 1 月 8 日

静岡県知事 川勝 平太 様

伊豆市長 菊地 豊



「伊豆スカイライン C.C.発電所」に関する意見等について (回答)

令和元年 12 月 11 日付け環生第 283 号で照会のあった標記の件について、別紙のとおり
回答します。



担 当 市民部環境衛生課

電 話 0558 - 72 - 9857

E-mail kankyo@city.shizuoka.jp

伊豆スカイライン C.C.発電所新設事業に係る第2種事業届出書に関する意見書

「環境影響評価その他の手続きが必要かどうか」についての意見

当該事業の環境に対する影響は著しいものとなる恐れがあるため、下記の理由により、環境影響評価その他の手続きを行うことを求めます。

理由

当該事業区域は、ゴルフ場として開発を行った区域であり、伊豆市における人と自然の触れ合い活動の場、重要な雇用の場でもあるため、地域住民への丁寧な説明が必要と考えます。また、隣接地は別荘地であり定住者もいることから、生活環境保全について特段の配慮が必要な地域と考えられます。

更に、当該事業区域内の雨水処理は3ヶ所の調整池を整備し、大見川支流に放流することとなっていますが、土地利用の変更による河川への影響も懸念されることから、下流域住民への丁寧な説明が必要と考えます。また、工事中に発生する土砂の流出に伴い、水質悪化や土砂災害の恐れもあるため、アユ等が生息する自然豊かな河川の影響を考慮すると、環境影響評価を行う必要があると考えられます。

その他

当該事業を実施しようとする場合は、以下の手続きが必要となります。

- ・伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例による事業届出
- ・景観法による届出
- ・伊豆市土地利用事業の適正化に関する要綱による承認申請
- ・河川占用申請、道路占用申請、工事承認（河川・道路）
- ・特定建設作業実施届出（該当作業がある場合に限る。）